

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 平成28年11月28日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成28年11月28日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	饗庭 敦子	副委員 長	西岡 克之
委員	安藤 克彦	委員	喜々津 英世
委員	堤 理志	委員	河野 龍二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議長	内村 博法	副議長	山口 憲一郎
議会事務局長	中山 庄治	課長	富永 正彦
係長	細田 浩子		

説明のため出席した者

町長	吉田 慎一	副町長	鈴木 典秀
教育長	勝本 真二	総務部長	荒木 重臣
企画財政部長	久保平 敏弘	教育次長	帯田 由寿
建設部長	緒方 哲	住民福祉部長	久松 勝
健康保険部長	谷本 圭介	水道局長	木島 英利
会計管理者	谷本 清	総務課長	山本 昭彦

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成28年第4回長与町議会定例会について
- (2) 議長の諮問に関する事項
- (3) 今後の議会改革の取り組みについて

開 会 9時28分

閉 会 11時48分

**○委員長（饗庭敦子委員）**

皆さんおはようございます。1分ほど早いですがけれども、定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。

12月6日招集の第4回定例会の運営につきまして、会議次第により、会議を進めてまいりますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに、議長のご挨拶をお願いいたします。

**○議長（内村博法議員）**

皆さんおはようございます。今日はですね、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。早いもので、もう今年もいよいよ、今年最後の12月定例会が開催されます。定例会議では白熱した議論、審議を期待するものであります。現在、気候状況は激しく変わりますが、皆さん健康には十分ですね、留意され、来るべき12月定例会で、元気な姿で審議をしていただきたいと思います。簡単であります、開会にあたっての私の挨拶といたします。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

ありがとうございました。次に、町長のご挨拶をお願いいたします。

**○町長（吉田慎一君）**

改めまして、みなさんおはようございます。みかんの取り入れも始まりましてですね、コート姿も本当によく見られるようになりまして、冬が来たなという実感がいたしております。10月11月はねりんピックに始まり、いろんな各種行事が自治会やあるいはいろんなところでですね、開催されました。議員の皆さん方におかれましてはですね、その都度ご支援、ご協力を賜っておりまして心より感謝を申し上げたいというふうに思っております。本日はお忙しい中でございますけれども、第4回定例会にかかります議会運営委員会を開催をしていただきました。心よりお礼を申し上げます。

今回の定例会では、行財政改革に伴う使用料の改正に伴う議案が多いことから、条例の制定改廃の議案が27件、協約の締結に関する協議が1件、補正予算の議案が4件の合計32件の議案を予定をしておるところでございます。

議案内容につきましては所管の部長から説明をさせますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

ありがとうございました。

それでは提出予定議案につきまして、関係部局長より概要の説明をお願いいたします。まず、最初に総務部関係について、荒木総務部長お願いします。

**○総務部長（荒木重臣君）**

おはようございます。それでは総務部関係の議案の概要につきまして、ご説明いたします。全部で条例改正が10本ございます。

まず議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例。概要といたしまして、表

彰方法の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第65号長与町職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、職員定数の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第66号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償について新たに追加するものでございます。

次に、議案第67号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給率を引き上げるものでございます。

同じく、議案第68号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても議案67号と同様、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給率を引き上げるものでございます。

次に、議案第69号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましても同様の提案理由でございます。

次に、議案第70号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告の内容に準じ、扶養手当、勤勉手当及び給料月額改定を行うものでございます。

次に、議案第85号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第86号、長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、次の議案第87号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、この3議案につきましては、議案概要は、受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに所要の改正を行うものでございます。

それともう1議案ですね、私の方で概要説明をさせていただきます。議案第63号、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例でございますが、これは農業委員会等に関する法律の改正に伴う農業委員の選出方法の変更及び農地利用最適化推進委員の新設により、本条例を定めるものでございます。以上でございます。

#### ○委員長（饗庭敦子委員）

次に、企画財政部関係について、久保平企画財政部長お願いします。

#### ○企画財政部長（久保平敏弘君）

おはようございます。それでは、企画財政部所管分についてご説明申し上げます。

第61号議案、長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてでございます。概要といたしましては、連携中枢都市圏を形成するにあたり連携協約の締結に関する協議について議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、第62号議案、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止す

る条例でございます。連携中枢都市圏構想への移行に伴い、条例を廃止するものでございます。

しばらく飛びまして、第89号議案でございます。平成28年度長与町一般会計補正予算（第4号）でございます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6億2,177万8,000円を追加し、補正後の予算総額を130億5,554万2,000円とするものでございます。

企画財政部所管分については以上でございます。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

次に、住民福祉部関係について、久松住民福祉部長お願いします。

**○住民福祉部長（久松勝君）**

それでは、住民福祉部所管の議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第88号、長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。概要としまして、受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

次に、健康保健部関係について、谷本健康保健部長お願いします。

**○健康保険部長（谷本圭介君）**

おはようございます。

健康保険部関連の上程議案は、2件でございます。

まず、議案番号第71号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険財政の健全運営のために税率等の改定を行うものでございます。

次に議案第90号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ756万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を50億7,854万8,000円とするものでございます。

以上が健康保健部関連の上程議案でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

次に、建設産業部関係について緒方建設産業部長お願いします。

**○建設産業部長（緒方哲君）**

おはようございます。建設産業部に係る議案は3件でございます。

まず、議案第83号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例、及び議案第84号、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の2議案は、受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第91号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてですが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億28万5,000円を追加し、補正後の予算総額を10億977万3,000円とするものでございます。

以上でございます。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

次に、教育委員会関係について、帯田教育次長お願いします。

**○教育次長（帯田由寿君）**

おはようございます。教育課分の議案について提案理由を申し上げます。

議案第72号から議案82号までの11議案は、生涯学習課が所管しております公共施設において、受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、使用料の見直しに伴う所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

次に、水道局関係につきまして、木島水道局長お願いします。

**○水道局長（木島英利君）**

おはようございます。水道局所管では、議案第92号、平成28年度長与町下水道事業会計補正予算第1号をお願いいたします。今回の補正内容は、既定の予算の資本的収入に371万3,000円を追加し、補正後の予算の資本的収入総額を1億2,449万1,000円とするものでございます。よろしくをお願いいたします。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

次に、一般質問の通告並びに請願陳情について説明いたします。

中山議会事務局長。

**○議会事務局長（中山庄治君）**

一般質問につきましては、通告者12名、質問件数24件となっております。通告者及び質問項目は、お手元に配付のとおりでございます。

請願陳情につきましては、請願はございません。陳情は1件で、お手元に配付の請願陳情文書表のとおりでございます。以上です。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

ただいま説明がありました陳情につきましては、前回の議会運営委員会におきまして、議長に提出があった場合、請願と同様に取り扱いをするかを協議することとしております。本陳情の取り扱いについて、皆さんの方からご意見はございませんか。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

議会基本条例では、陳情についても、参考人、陳情者ですね、要請があれば出席をさせていただいて、陳情できるというふうな内容となっております。

今回の陳情書を読まさせていただきますと、陳情の内容が少し理解できないところがあります。そしてまた、この陳情を出された方が、議会に対し、何を求めているのかというのちょっと不明瞭でありまして、今回のこの陳情書につきましては、参考配付というふうな形が適切ではないかというふうに私は思います。以上です。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

他にはございませんか。

では、ただいまございましたように、これまでどおり、この陳情に関しましては、参考配付というふうにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

では参考配付といたします。

続きまして、委員会への付託先についてお諮りいたします。

総務文教委員会に付託するものは、議案第61号、議案第62号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第89号。

産業厚生常任委員会に付託するものは、議案第63号、議案第71号、議案第83号、議案第84号、議案第88号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、以上を委員会への付託を行いたいというふうに思います。

ただいまのとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがいまして、委員会の付託などにつきましては、ただいまのとおり決定いたしました。

続きまして、会期日程について説明いたします。

中山議会事務局長。

**○議会事務局長（中山庄治君）**

それでは説明をいたします。会期につきましては、12月6日火曜日から12月20日火曜日までの15日間。まず、6日火曜日が議長報告、行政報告、議案上程、議員全員協議会。7日水曜日、一般質問、8日木曜日、一般質問、9日金曜日、一般質問と議案審査、これは質疑と付託でございます。10、11、休会。12から16、金曜日までが付託案件審査、17、18が休会。それと19が委員会付託の予備日。で、20日最終日、委員長報告採決です。実際の昨年度の委員会、付託審査の日数より一日、議案が多いので長くっております。以上でございます。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

お諮りいたします。

会期日程案につきまして、ただいま事務局長から説明がありましたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、第4回定例会の会期日程については以上のとおり決定いたしました。

その他について皆さんの方から何かございませんか。

ないようでございますので、ここで執行部の皆様には退席を願います。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

(執行部退席)

それでは、その他の協議事項に入りたいと思います。

議長の方から諮問がございますので、議長から諮問についてお願いしたいと思います。

はい、議長。

#### ○議長（内村博法議員）

今日は2件ですね、私の方から諮問をいたします。

まず1点はですね、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてというのが1点目です。まずこれからですね、諮問いたしたいと思います。

ご存知のとおり、平成23年に、議員の年金を廃止されております。ただですね、その後、町村議会議長会等で、やはり現在の議員のなり手がなくなっていくことで、将来の老後の保障も考えて、現在ある厚生年金の制度を去年から国家公務員、それから地方公務員も合併したわけですけども、民間の厚生年金ですね。今の状況は厚生年金の状況はそういうふうになってるんですけども、この制度に一応加入をしたいということで、その法整備を求める意見書でございます。

これは町村議会よりも、各議会に対してですね、意見書を提出するという要請が来ておりますので、私ども長与町議会においても、足並みを揃えて意見書を提出したいと。内容的にも、やはり厚生年金に今後若い人が、議員の方が厚生年金に加入できる道を、やっぱり作っておくべきだと、こういうふうに判断しております。詳細は事務局長より御説明いたします。

#### ○委員長（饗庭敦子委員）

事務局長。

#### ○議会事務局長（中山庄治君）

それでは今お配りの分を、一度朗読をさせていただきます。

「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」について。長崎県町村議会議長会より、平成28年10月20日付けにおいて、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について可決していただくよう依頼が来ております。また、平成28年11月9日に第60回町村議会議長全国大会で「地方議会議員の厚生年金制度への加入実現を求める特別決議」が議決されております。内容といたしまして、現在、全国の町

村議会が抱えている問題のひとつとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることであります。昨年行われました統一地方選挙において、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、なかでも4町村では定員割れという状況でございました。ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において特に、今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も、議員の在職期間が通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境作りを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応することで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。この意見書に関し皆様方のご賛同をお願いいたしたく諮問いたします。

意見書の例としまして、地方議会議員の厚生年金加入への年金制度への加入を求める意見書。地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。という内容でございます。

意見書の中にはまだ詳しいその制度設計あたりが出てきておりませんので、今から法整備を進めてほしいという意見書と内容になっております。

厚生年金が、基礎年金の分と厚生年金の部分両方相まって、後々、年金を支給されると思うんですが、ちょっと聞いたところによりますと、基礎年金と厚生年金の部分ということで、それ以上のことはなかなかまだ具体的にはまだ分かっておりません。以上です。

#### ○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

#### ○議長（内村博法議員）

補足なんですけども、平成23年に、議員専用の年金があったわけですけども、これ廃止になった理由はですね、皆さんもご存知のとおり、市町村合併によってですね、議員数が減ったわけですよ。で、議員数は減ったけども退職された議員が多くて、非常

に財政的に圧迫して、それでやむなくこの廃止に至ったんですよね。そういう経緯が、おさらいしますとあります。その後、さっき事務局長が丁寧に説明されたとおり、やはりなり手不足、将来の若い人の議員の生活保障ということを考えれば、やはり現在の厚生年金制度に加入できる道を開くべきだというふうに私自身思っております。文言はですね、ここでは決議の内容そのものを持ってきております。また、例として、全国、町村議会から通知された内容がここになってますけど、必ずしもこの文言にこだわる必要はないと思っております。そういうことで、皆様のご意見も賜りたいと思っております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

今の件に関しまして皆様の方から何かございませんか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

この文章では町村議会議長会よりということ書かれてあるんですが、ちなみに例えれば、県議会とか市議会議長会ですね、このあたりの動向というのがもしわかればお知らせいただければと。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

まだ全国の議長大会が終わったばかりで、実際に意見書を可決したところはないんですが、検討中が、長崎市、波佐見町ですね。それと、議会運営委員会に出すところが近隣では、時津町、東彼杵、川棚、佐々、上五島、まだこのような状況でございます。まだ新しい意見書なので、どこも進んでおりません。県議長会はちょっと調査しておりませんが、市議会議長会では出されてるようでございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確かに議員の年金制度っていうのは、ある1面必要な部分ではないかなというふうに思いはするんですけども、この詳細がよくわからないという状況の中で、当然、この厚生年金の負担割合というのが出てくると思うんですよね。

議員が報酬から払う負担分と、じゃそのどういう形になるのかよくわからないんですけども、現在半分ですかね、いわば町が負担するというふうな形になると。そういう財政状況もよく分からない中で、年金制度の加入を求めて、果たしていいのかなというふうなですね、ちょっと気もするんですけども、今県下の状況が出ましたけど、全国的にはここにある1,700ぐらいですかね、地方自治体、市町自治体が、この中での意見書の提案率っていいですかね、その辺はどれくらい出てるんでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

提案率については全くわかりません。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。

はい、議長。

○議長（内村博法議員）

これ、議員の年金の加入の問題ではないんですけども、現在、非正規雇用者ですね、あれを拡大していこうという状況にあります。従業員が500名以上がもう既に加金の制度は固まっていますけども、従業員の500人以下はまだこれから法整備がなされるそうです。そういった状況もありますのでね、やはり議員も、やはりその中の加入にね、加えていただきたいなというのがあります。全般的にはですね。それから受給資格も今25年から10年ですかね、なっています。やっぱりそれらを考えますと、やはり、厚生年金も充実してきていますんで、将来の年金額はね、ちょっといろいろ議会でも国会でも議論されていますけれども、そういった意味ではやっぱり加入の道を開くべきだというふうに考えております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

基本的に、やっぱりここに書いてあるとおり、私も制度の充実が大事じゃなかろうかなど。ただ、意見書の例の加入を求める意見書というふうになっていますので、その法整備、この1番下段に、加入のための法整備を求める意見書というふうな形にした方がいいんじゃないだろうか。できれば私は議員報酬の引き上げも含む、ここら辺も入れてほしいなという思いはあるんですが、それは全国の町村議会との整合性の問題があるでしょうから、これが基本的な雛形として示されておるわけでしょうから、そこら辺で、法整備をとにかく求めるという意見書に変えればいいんじゃないだろうか。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

いかがでしょうか。そのタイトルを法整備、厚生年金制度加入のための法整備を求める意見書としてはどうかというご意見ですが皆さんいかがでしょうか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと私自身がためらっているというか、よく分からないのが、例えば地方議会議員がこの厚生年金に加入することによって、厚生年金の財政が好転するものなのか。それとも圧迫するものなのか全くさっぱりわからないわけですね。場合によってはちよっ

と私たちも、状況によっては賛成できる内容かもしれないし、もしそれが非常に住民の負担に大きくのしかかるようだったらちょっと考えないといけないというのがあって。

これだけの内容で自分としての結論を出せと言われても、ちょっとなかなかいいよっていうふうにはなかなかかなり切れないなあというのが率直な気持ちです。ちょっと時間も欲しいし、例えば、もう少し動向を見る時間をいただけないものか。

○委員長（饗庭敦子委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

法整備とか動向とか、確かに大事なことだと思うんですけども、まずはこの内容から勘案するに、加入をするかしないかっていうのが先にこの文では感じられるんですね。

もちろん今、お話をされた意見として出された厚生年金のどうだこうだっていう部分もあると思うんですけども、まずはしかし内容から勘案したら、まずその議員として加入をしていこうということが文面から感じとれるので、まずそこが一義的にあるのじゃないかなと思います。その次にじゃあ、どういうふうな法整備をしていくのかなという形じゃないかなというふうに、入口の部分で、私はそういうふうに感じますけども。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も最初に懸念を言ったんですけども、先ほどからこの財源の問題ですね、当然何度も触れますけど、当事者である議員が払う部分と事業主と言われる町が、給料を支払う側の払う部分と、果たしてその財源がどう確保できるのかという部分はですね、じゃあ、それを国がその部分も補償しますよっていうふうになれば、できると思うんですけども、今の町の財源の中で、議員が厚生年金加入しますと。議員は議員の報酬から払います。町はその分を払ってくださいってなると、果たしてそれが可能なのかなというふうな部分が非常に懸念されるわけで、だから、確かに議員個人としてはね、年金制度が保障されるというのは非常に喜ばしいと思うんですけども、大きな財源的な問題から見ると、私も今の状況でこれが、早急に進めてくれという声が果たして上げられるのかなというところが、ちょっと懸念するところですので、堤委員が言われたようにもう少し調査をしてみたいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、委員会を再開いたします。

この地方議会議員厚生年金制度への加入を求める意見書につきましては、今後新しく

若い方に入っていただく。今、議員年金もなくなって保障がないので、加入できるように意見書を提出するというので、全会一致でこれを進めていきたいというふうに思いますが、委員会発委ということで上程を12月議会でしていきます。その前に全員協議会で12月6日に説明して、12月9日に上程しますので皆さんご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

では、そのように決定したいと思います。

続きまして、次の諮問の前に10時35分まで休憩します。

（休憩 10時20分から10時33分）

#### ○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。

議長の方からもう1つの諮問についてお願いします。

議長。

#### ○議長（内村博法議員）

先般の議会運営委員会で、河野さんの方でしたかね、この傍聴規則を見直してくれというのと、それから、最近はですね、長崎市議会で受付簿が、ずらっと書くようになってわけですね、上から全部来た順番に。それが個人情報の漏えいに繋がるということで、新聞上でも問題になっておりましたので、これを機会にね、現況に即して、改めようじゃないかということで、案をまとめました。

この案にこだわる必要はないんですけども、皆様ですね、ご意見を取り入れてですね、よりよいものにしたいと思っております。

内容につきましては、事務局長より説明いたします。

#### ○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

#### ○議会事務局長（中山庄治君）

お手元に改正の理由と、傍聴規則の見え消しでした分、両方見比べながらお願いをします。では説明をいたします。

地方自治法第130条第3項では傍聴規則を設けなければならないとしております。

今議長がおっしゃいましたように、この傍聴規則が現状にそぐわない条項が散見されるため、今回、改正の提案をするものであります。

主な改正の主なものは、まず傍聴手続が傍聴表に今現在、住所、氏名のみの記載とされていることや、傍聴券の交付は行っていないこと。委員会及び全員協議会の傍聴については既に傍聴規則を準用していることなど、現状に即したものにしたいということ。

2番目に、防犯上の観点から個票に住所氏名は残しておくことでございます。

まず、第4条の説明が抜けてますね、第4条につきましては、現状に即して、傍聴受付票を受付箱に投函しておりますのでは、現状に合わせて改正をしております。

第5条については、これいつから傍聴券を配布しなくなったのか定かではございませ

んが、現在配布をしておりませんので、これは削除ということになります。

次の第7条はですね、去年の27年の6月21日付けの文書で、長崎県町村議会議長会から、議会の傍聴席に杖を持ち込むことに関して、社会情勢などを勘案し杖については削除するという通達が来ておりますので、この部分を削除いたしたいと思っております。

次の第7条の第4号につきましては、携帯電話機、ポケットベルを除くということをしておりまして、実際、携帯電話、ポケットベル等を議場に携帯して入る人のチェックは困難でございますので、このように書いておりますが、ただし、第8条の新しく7号のですね、携帯電話機、ポケットベル等については使用できないよう電源を切るということ、ここに規制をしたいと思っております。第7条の6号と8号は、7号に包含をさせていただきたいと思っております。第8条につきましても、第7号を削除して、これは第8号で対応をしたいと思っております。

それと、第12条です。本来、傍聴規則は本会議をするための取り締まるための規則でございますが、現在長与町では委員会、全員協議会傍聴を原則公開ということにしておりますので、この規定を第2条を除き、準用をしたいと考えております。

第13条に新しく、委任事項をつけ加えておりまして、この条例規則に定めのないものについては議長が別に定めるということで、これ新たに入れております。

この委任によって、議長が他のことを定めることができると、詳細を定めることができるとしております。以上です。

#### ○委員長（饗庭敦子委員）

今ご説明がりましたが、皆様の方からご意見はございませんか。

河野委員。

#### ○委員（河野龍二委員）

前回、前々回でしたか、傍聴者のですね、氏名、名前を議員が確認すると、事務局がそれを提供するというので、新聞報道にもされた中身で、やっぱり傍聴規則というのを改めるべきだということで発言をさせていただきまして、今回、素案といいますかね、改定案が出てきたんですけども、そもそも傍聴規則というのが、果たしてまだ現状としてこういう名称で必要なかというところがやっぱりまだ、疑問としてあります。

それと、第4条の部分で、ここも先ほどの報道された中身がこういうのが残されているという状況の中で、やっぱりここも改めるべきではないかというふうな私は意見を言わしていただきまして、一部議員の中からですね、防犯上の問題があるというところで言われてたんですけども、先日、議会改革のですね、研修に行かせていただきました。

そこで、早稲田大学のマニフェスト研究会の中村健さんですかね。冒頭にこの傍聴規則のことを言われました。参加した議員の中で傍聴規則の中で、氏名・住所を記名させるところはどれくらいありますかというところで大体8、9割方がそういう状況で、1割、2割のところ、もうなくなりましたというふうな声があつて、講師の方も開かれた議会と言われながらですね、未だそうやって規制をかけてるというのはね、その開かれ

た議会ではないと。まさに、そういうふうに私も感じました。その講師の先生の話の中でも出たのが、誰も確認してないのにね、偽名ですら入れると。実際防犯上そういうふうに必要なと思うならば、身分証の提示もね、してもらわないといけないと。そこまで出来ないならば、実際これは必要ないということだね、まさにその、戻りますけども、長与町の議会の基本条例の中でも開かれた議会と、町民と共に歩む議会というふうにな、謳っているならば、未だこうした形の規則を持つというのはやはり、いかがかたというふうに改めて思ってきたので、私はやはりそのこの第4条の傍聴受付表、受付箱に投函しなければならないというのは、もうなくしていいということと、その中で講義の中でやられたのが、防犯上、そういうふうな危機管理を考えるならば、場合によってはね、身分証明書の提示を求めることができるというふうな項目をつけ加えたらどうかというふうにアドバイスも受けましたので、どうしてもその辺を懸念されるならば、私はそちらの方が必要である場合は身分提示を求めることができるというふうに変えて、傍聴受付表は、やはり廃止すべきではないかなというふうに改めて感じてきましたので発言させていただきます。ですからここについては、やはりもっと議論した方がいいのではないかなというふうに思います。以上です。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

他にございませんか。

西岡委員。

**○委員（西岡克之委員）**

確かに河野委員の言うことも一理あると思います。最初に書かせる、書かせないっていう云々っていう形も、どうなのかなというところもあるんですけども、書いても確かに偽名で入れるっていうのはあるんですね。ただ、その一定書くという行為、て言うかな。例えて言えば、川では危険な遊びをしない、川には入らないという看板を管理者が立てますよね。じゃ立ててフェンスをしてるかってフェンスはしてないわけですね。自由に入れるんですけども、もし何かあった時に、その看板を立てていることと立てていないということでは、管理者の管理責任という部分が問われた時に、いや入らないでくださいと立ててましたよというふうに言えることもあるんですね。全くそれと私は同じじゃないかなっていうふうに感じるんですよ。そこで本人の名前を書きたくなければ偽名で入れればいいことであるし、身分証明書の提示っていうのも事件が起きないと、これはできないことであって、その人の人権云々の問題があるので、事が起きてからっていう形になるんですね。事が起きる前にまず書いて入れればいいんじゃないかなっていうふうに私は思います。以上です。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

局長。

**○議会事務局長（中山庄治君）**

議会運営の実際という文献のところにちょっと身分証明書のところが載っております

たので、朗読をしたいと思います。

傍聴規則で身分証明書等の提示を義務づけることができるかということで、議事妨害が予想される場合、傍聴券に記入した氏名、住所、年齢を確認するため、身分証明書またはそれに変わるものの持参を傍聴規則に規定することはできます。

提示するならば傍聴許可するものですから、会議公開の原則に抵触しません。議事妨害を防止する効果を期待できます、ということが書いてます。また、傍聴規則により必要により提示を求めると規定し、議事妨害が想定される日のみの提示を求める運用をすることもできます、という書き方です。記入することはできますということです。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にいかがでしょうか。

もともと、この傍聴規則がどうなのかっていう問題もありますが。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

前も、ちょっとこの傍聴規則のあり方について意見言わせてもらったことがあるんですけども、僕がちょっと言いたいのがこの第8条の4号ですね。帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこととかいうところなんですけれども、もともと明治憲法の時の貴族院の規則というのがあって、この中に全く同じような、貴族院規則の第187条というところで、こういう帽子、外とうを着すべからずと可殺への類を携帯すべからず、要するにもう、当時の議会の権威主義なんですよね。今、主権在民の時代が変わった中で、未だにやっぱり傍聴規則は、こういう古い昔の権威議会、裁判所なんかもそうなんですけど、裁判所とか議会の権威主義がまだ残っている、その名残だと私は思ってるんですよ。例えば役場の中に入ってくる時に帽子を被ってようが、マフラーをしてようが職員があなた何をつけてるのか、外せというようなことを言われなくて、4回の議会になると途端、こういう形で取り締まるというような発想になってくるわけなんですよね。だから、そこはやっぱり議会改革というか、意識改革かなと僕は思うんですけども、誰がどういう格好をしてようと、主権者の自由で、それをね、やっぱり議会側からあしなさい、こうしなさい、例えば6号のみだりに席を離れないもそうですけれど。

やはりこれちょっとおかしいんじゃないかっていう発想をやっぱり我々議員が感じない、そういう時代になってるんじゃないかと思うんですね。ただ、もう130条は議長の専権事項で私達が変わることはできませんので、是非できれば、そういう時代の流れだということで、私としては本当はここも含めて変えた方がいいというのが私の考えです。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

地方自治法の130条で、読み上げますと、このようになっておるわけなんですけれども、

この傍聴規則の根拠がね。傍聴人が会議を妨害するとき、議長はこれを制止し、その命令に従わないとか、退場させる、必要ある時は警察官に引き渡すができること。が地方自治法上決めてある、それから（２）傍聴席を騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。それから、議長は会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。こういうふうになっているわけですね。

それに基づいて今の傍聴規則があるわけですよ。これは全国町村会議の標準というのが今までありました。それに基づいて大半の議会がこのように決めてるわけですね。

それで、最近の状況を見ますと、最近変えたところがないかということでもいろいろ調査したんですけども、茨城県があったんですよ、最近。県民にも広告を出して、そして決めたのがあるんですけどね。それもやはり、今私どもが見直してる内容で、ほぼなってるわけですね。この茨城県で県民の皆さんから出てきた中で、やはり、この傍聴規則っていうのは、社会的に犯罪が多発化して、多様化している今日では、危機管理は多くの企業、公共的機関において重要な課題となりまして、正常な議事運営を図るために、万が一備えたものであると、このようなコメントが書いてありました。

そういうことで、先ほど河野さんが言われましたように、ないところも確かにあります、それはね。あるんですけども、今の状況からすると、やはり危機管理という面から見て、凶器になるようなものは、やはりこれは列挙されてるわけですよ。ただ帽子がそれに該当するかというのは私もいささか疑問があるところなんですけども、そういった傾向でなっておるわけです。しかしながら、これは皆さん意見を取り入れ、いろいろと検討していくのがいいのではないかということで、あえて茨城県で最近見直したと事務局長も取り入れてですね、今の案で提示してるわけですよ。確かにいろいろとこの受付簿については要らないんじゃないかと。いろいろ議論があるところでもあります。

休憩とっていただいでですね、ちょっと議論したいと思ってます。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

暫く休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（饗庭敦子委員）**

それでは委員会を再開いたします。

議長から諮問があった長与町議会傍聴規則の一部改正につきましては、第3条に傍聴席の定数は49人とする。なお定数を超える場合は、という文言を加えること。

第4条は、今、青色で書かれてる部分を削除する。その他のところも青色は削除し、赤の部分は追加する。

そして、第8条傍聴人の守るべき事項の4番と6番は削除する。ということで、決定次第施行するということに、議会運営委員会としては決めたいと思いますが皆さん、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、傍聴規則の一部改正についてはこれで終わりたいと思います。続きまして今後の議会改革の取り組みについてというところでしたが、今日は時間がございませんので、次回の議会運営委員会に持ち越したいと思います。

最後にその他としまして、条例改正の委員会審査時における新旧対照への配布について局長の方から説明いただきます。

局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

懸案事項となっておりました条例改正時の委員会審査時における資料として新旧対照表を配りたいということで、執行部側と調整を行っておりますので、新旧対照表を委員会審査の時にお配りをするということで承諾をもらっています。

これも一歩だと思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいまの件に何か皆さんの方からご質問、ご意見ございますか。

はい、河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確認ですけど、資料という配布になると、回収をするというところなんですか、そもそもこちらがもらっていいという資料という形でいいのかですね。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

議案についている改め文を見やすく、新旧対照表にするものなので、回収の必要はないと思っております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他ございませんか。

では、今日の議題はこれで終わりですけれども皆さんの方から何かございませんか。ないようであれば、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（閉会 11時48分）

委員長